

国立市中小企業等経営支援金(事業継続支援金第2期)に関するよくあるご質問

令和3年4月1日時点

分類	Q	A
必要資料	「売上高が確認できる帳簿類の写し」とは、何を用意すれば良いですか。	決まった様式は特にありません。経理ソフトから抽出した売り上げデータやエクセルで作成した売上データ、手書きの売上帳のコピー等をご提出ください。
必要資料	ゆうちょ銀行の場合、口座情報欄はどのように入力すればよいですか。	通帳、キャッシュカード等に記載されている記号・番号から、振込用の店名・預金種目・口座番号を変換する必要があります。以下の株式会社ゆうちょ銀行のサイトをご確認ください。 https://www.jp-bank.japanpost.jp/kojin/furikomi/kouza/kj_sk_fm_kz_1.html
必要資料	令和2年分、令和元年分ともに確定申告の義務がなく、申告していない場合やその他相当の事由により提出できない場合はどうしたらよいですか。(中小企業等の場合)	個別にその旨をお申し出ください。業歴1年未満の事業者の方の場合は、法人設立届出書を代わりにご提出ください。
必要資料	令和2年分、令和元年分ともに確定申告の義務がなく、申告していない場合やその他相当の事由により提出できない場合はどうしたらよいですか。(個人事業者等の場合)	個別にその旨をお申し出いただき、開業届、許認可証等を代わりにご提出ください。
必要資料	申請書を印刷できない場合はどうしたらよいですか。	市役所内まちの振興課窓口(1階21番窓口)にて申請書をお渡しできます。
必要資料	提出した書類は返却されますか。	申請書類は返却しません。なお、申請に係る事業者等の情報は本件交付事業以外の目的には使用しません。
必要資料	ネットバンキングを振込先とする場合、通帳の写しはどうしたらよいですか。	ネットバンキングの金融機関名・支店名、名義人、口座番号を表示されたページの画面コピー等を提出してください。
必要資料	本人確認書類の写しには、何を提出すればよいですか。(個人事業者等の場合)	①運転免許証(両面) ※返納している場合は、運転経歴証明書 ②健康保険証 ③住民票 ④在留カード、特別永住者証明書
必要資料	確定申告書第一表の収入金額等の事業欄等により、年間事業収入が10万円未満かどうか確認することですが(年間事業収入が10万円未満の場合は交付対象外)、事業の収入を給与収入や雑収入として申告している場合はどうすればよいですか。	令和2年分で事業収入の根拠となる契約書や支払調書等の書類の写し(合計10万円以上)をご提出ください。(市内で事業を営んでおり、事業による年間収入が10万円以上であることが判断できれば構いませんので、計上根拠となるすべての契約書等をご提出いただく必要はありません。)
必要書類	インターネット申請において、どのようにして複数の資料をアップロードすればよいですか。	お手数をおかけいたしますが、複数の資料を1つのフォルダにまとめてzipファイルに圧縮のうえアップロードするようお願いいたします。
必要書類	「緊急事態宣言地域の飲食店との直接または間接取引を示す書類の写し」(または「緊急事態宣言地域内で主に対面で個人向けに商品・サービスの提供を行っている事業者との直接取引を示す書類の写し」)は何種類(何枚)用意すればよいですか。	1種類(1枚)以上ご用意ください。取引日は平成31年1月～3月または令和2年1月～3月のものとしてください。
対象	一度でも飲食店と直接取引をしていれば対象となりますか。(一度でも対面で消費者に販売していれば対象となりますか。)	反復継続した取引をしている事業者が対象です。(ただし、申請内容に虚偽がない旨の宣誓を前提に、取引を示す書類の写しは1種類以上ご提出いただくこととし、全数のご提出は不要です。)
対象	創業から間もない企業も申請できますか。	令和2年中に売上がある場合は、月平均の売上高をもとに申請できます。なお、令和3年1月1日以降に創業した事業者は申請できません。

対象	店舗を持たない市内在住のフリーランスは事業継続支援金の対象ですか。	市内の自宅を事業所として事業を営んでいる場合は対象です。
対象	対象にならない業種や会社はありますか。	政治団体、宗教団体等は対象になりません。また、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が暴力団、暴力団員、暴力団関係者に該当する事業者等は申請できません。
対象	会社以外の法人は対象になりますか。	医療法人やNPO法人等の法人も対象となります。
対象	市外に法人登記があり、市内に事業所がありますが、申請対象になりますか。	事業所等が市内にあることがわかる資料を提出いただき、確認できた場合は対象になります。
対象	個人事業主で事業所は市内にありますが、住民登録は市外です。この場合、申請対象になりますか。	事業所等が市内にあることがわかる資料を提出いただき、確認できた場合は対象になります。
対象	開業届を出していなくても対象になりますか。	対象になります。個人事業者等の場合、確定申告書第一表の収入金額等の事業欄等により、事業を営んでいるかを確認します。
対象	中小企業の代表取締役と個人事業主の2つの肩書がある場合、どちらも申請ができますか。	法人としての確定申告と個人事業主としての確定申告を別に行っている場合は、それぞれ対象になります。
対象	前年同月は既に新型コロナウイルス感染症の影響を受けて売上が減少している場合はどうすればよいですか。	前々年同月の売上高と比較してください。
対象	売上減少幅が前年または前々年同月比50%以上の場合、事業継続支援金の対象とならないのはなぜですか。	新型コロナウイルス感染症の影響で売上が減少したものの、減少幅が50%未満にとどまり、国の一時支援金の対象外となっている事業者に対する支援として国立市が設けた制度であるためです。なお、50%以上売上が減少されている事業者は一時支援金の申請をご案内しています。
対象	〇〇業を営んでいますが、事業継続支援金の対象となりますか。	原則として国の一時支援金の対象業種に準じます。不明の場合は、市にご相談ください。
手続き	何という振込人名義で口座に振り込まれますか。	「ケンチンチュウシヨウキョウトウシエンキン」という振込人名義でお振込みいたします(通帳への印字の文字制限により途中までの表示となります)。なお、インターネット申請の場合、交付決定後、ご入力いただいたメールアドレスにお知らせメールをお送りいたします。
手続き	インターネット申請をしましたが、受付メールが届きません。	申請が正常に完了した場合、自動で受付メールが送信されます。迷惑メールフォルダにメールがないかご確認ください。携帯メールアドレスを登録した場合、迷惑メールフィルタにより受信できない場合があります。この場合、国立市まちの振興課までお問い合わせください。
手続き	申請期限について教えてください。	事業継続支援金は令和3年6月15日(火)までです。(必着)
手続き	郵送提出の場合、郵送の方法に指定はありますか。	特に指定はありません。
手続き	申請書を市役所窓口へ提出することはできますか。	窓口申請は可能ですが、新型コロナウイルス感染拡大防止(接触機会削減)のため、できるだけ郵送申請またはインターネット申請にご協力をお願いします。
手続き	郵送提出の際の郵送料は自己負担になりますか。	郵送料は申請者にご負担をお願いしています。
手続き	申請してから交付までおおよそどれくらいの時間がかかりますか。	申請のひっ迫状況によりますが、申請を受け付けてから2、3週間程度での振込みを目標としています。なお、申請内容に不備等がある場合は、この限りではありません。
手続き	窓口で申請の手伝いをお願いできますか。	市役所内まちの振興課窓口(1階21番窓口)にてご相談ください。

制度	支給金額について教えてください。	1事業者あたり一律10万円です。
制度	助成は複数回受けられますか。	同一の申請者に対して、交付は一度に限ります。なお、令和2年度の国立市中小企業等経営支援金（自粛対応支援金・事業継続支援金、テナント家賃支援金）受給者も今回の事業継続支援金[第2期]に申請できます。
制度	過去一年以内に事業譲渡を受けた場合、前の事業者の売上高を事業継続支援金の算定における前年同月の比較対象にできますか。	令和2年12月末日までに事業譲渡を受けた場合は、創業から間もない事業者の申請に準じて申請してください。令和3年1月以降に事業譲渡を受けた場合には、通常が必要書類に加え、双方の確定申告書類、事業譲渡の契約書や覚書、物件の賃貸借契約書や事業のパフレットなど、事業承継が確認できる書類をご提出のうえ、前の事業者の売上高を比較対象とすることができます。
制度	過去一年以内に個人から法人に法人成りした場合、事業継続支援金の算定における前年同月の比較対象に個人事業主の時の売上高を使用できますか。	法人化後、令和2年12月までの売上高がある場合は、創業から間もない事業者の申請に準じて申請してください。令和3年1月以降に法人化した場合には、提出する確定申告書は、個人事業主として提出した令和2年分の確定申告書類とし、その他必要書類は中小企業等の場合に準じたものをご提出のうえ、個人事業主の時の売上高を比較対象とすることができます。
制度	振込先の金融機関に指定はありますか。	指定はありません。